別紙一3

冬期施工における現場管理費率の補正適用

適用年月日

◆令和2年10月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

公告日(10月1日)

公告又は通知月	8月	9月	10月	11月	12月	適用方法
パターン I 9月30日以前に公告又は指名通知した工事	対象	款外				・適用しない。
パターンⅡ 10月1日以降に公告又は指名通 知を行う工事				対象		・令和2年10月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。